

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	農地利用集積円滑化事業規程の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 1 項・第 2 項・第 3 項 農業経営基盤強化促進法施行規則第 12 条の 10、第 12 条の 11、第 12 条の 12
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>農地利用集積円滑化事業規程の内容が、以下の要件に該当するものであるときは、承認をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本構想に適合するものであること。 (2) 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 (3) 第 1 2 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 (4) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。 (5) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。 (6) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。 (7) (4) から (6) のほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められること。 (8) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められること。 (9) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、施行規則第 1 0 条第 2 号イからニまでに掲げるものであること。 (10) 施行規則第 1 0 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地に

	つき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	30日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 11 条の 12 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 3 項、第 11 条の 12 農業経営基盤強化促進法施行規則第 12 条の 10、第 12 条の 14
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 2. 農地利用集積円滑化事業規程の変更の内容が、以下の要件に該当するものであるときは、変更の承認をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本構想に適合するものであること。 (2) 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 (3) 第 1 2 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 (4) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。 (5) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。 (6) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。 (7) (4) から (6) のほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められること。 (8) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められること。 (9) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、施行規則第 1 0 条第 2 号イからニまでに掲げるものであること。

	(10) 施行規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 30日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	農業経営改善計画の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項 農業経営基盤強化促進法施行規則第 13 条、第 14 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 当該計画が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に即したものであること。</p> <p>(2) 当該計画の内容がその者の農業経営の改善を促進するため有効かつ適正なものであること。</p> <p>(3) 当該計画の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適正なものであること。</p> <p>(4) 当該計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(5) 関連事業者等が当該計画を作成した者に出資をする計画が含まれる場合は、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>① 当該計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>② 当該計画を作成した者が株式会社である場合は、農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の 2 分の 1 以上となるものでないこと。</p> <p>③ 当該計画を作成した者が持分会社である場合は、農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者の数が社員の総数の 2 分の 1 以上となるものでないこと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	農業経営改善計画の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 13 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項、第 13 条第 1 項・第 3 項 農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 当該計画が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に即したものであること。</p> <p>(2) 当該計画の内容がその者の農業経営の改善を促進するため有効かつ適正なものであること。</p> <p>(3) 当該計画の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適正なものであること。</p> <p>(4) 当該計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(5) 関連事業者等が当該計画を作成した者に出資をする計画が含まれる場合は、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>① 当該計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>② 当該計画を作成した者が株式会社である場合は、農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の 2 分の 1 以上となるものでないこと。</p> <p>③ 当該計画を作成した者が持分会社である場合は、農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者の数が社員の総数の 2 分の 1 以上となるものでないこと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	青年等就農計画の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 3 項 農業経営基盤強化促進法施行規則第 1 条の 2、第 15 条の 4
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>申請があった青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(3) 年齢が 65 歳未満であつて①～⑤に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項が農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。</p> <p>① 商工業その他の事業の経営管理に 3 年以上従事した者</p> <p>② 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者</p> <p>③ 農業又は農業に関連する事業に 3 年以上従事した者</p> <p>④ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者</p> <p>⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	青年等就農計画の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 3 項、第 14 条の 5 第 4 項 農業経営基盤強化促進法施行規則第 1 条の 2、第 15 条の 4
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 法第 14 条の 4 第 1 項の認定を受けた者は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 申請があった青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(3) 年齢が 65 歳未満であつて①～⑤に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項が農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。</p> <p>① 商工業その他の事業の経営管理に 3 年以上従事した者</p> <p>② 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者</p> <p>③ 農業又は農業に関連する事業に 3 年以上従事した者</p> <p>④ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者</p> <p>⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	農用地利用規程の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 23 条第 3 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 農用地利用規程が以下の要件に該当するときは、認定をする。 (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) 認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 (4) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	農用地利用規程の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	農業経営基盤強化促進法第 24 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	農業経営基盤強化促進法第 24 条第 4 項、第 23 条第 3 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 農用地利用規程の変更が以下の要件に該当するときは、変更の認定をする。 (1) 農用地利用規程の変更内容が基本構想に適合するものであること。 (2) 農用地利用規程の変更内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) 変更に係る認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 (4) 変更に係る農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該変更で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日